

「総合特区支援利子補給金関係手続の手引き」新旧対照表

新	旧
<p>令和6年1月版</p> <p>目次</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>1. 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要 (略)</p> <p>(2) 総合特区利補の基本的事項</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>図1 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>指定金融機関の要件</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④規則第6条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること(④は地域活性化総合特区のみ)</p> <p>2. 総合特区支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体) (略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域協議会、認定申請手続及び総合特区計画の同意条件</p> <p>i)～ii) (略)</p>	<p>令和5年3月版</p> <p>目次</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>1. 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要 (略)</p> <p>(2) 総合特区利補の基本的事項</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>図1 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>指定金融機関の要件</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④規則第6条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること(③は地域活性化総合特区のみ)</p> <p>2. 総合特区支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体) (略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域協議会、認定申請手続及び総合特区計画の同意条件</p> <p>i)～ii) (略)</p>

新	旧
<p>iii) 総合特区計画の記載項目と総合特区計画の同意条件（総合特別区域基本方針第五 5① ii）及び iii))</p> <p>総合特区利補を活用するためには、地域協議会での協議を踏まえ、総合特区計画に次の項目の記載が必要となります。</p> <p>ア) ～ウ) (略)</p> <p>エ) 該当事業種別（対象事業項目）</p> <p>ウ) の記載内容を踏まえ、規則第 3 条又は第 6 条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の<u>うえ</u>記載してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) ～ ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類（規則第 25 条又は第 41 条）</p> <p>指定申請書の記載事項については、<u>本手引きの別添 1</u>を参照してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>③ 事業者推薦の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>事業者は、指定金融機関の指定がなされた後、総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書（<u>要綱別紙 2</u>。以下「推薦申請書」という。）を作成のうえ、指定金融機関を経由して「事業者推薦申請チェックリスト」とともに内閣府へ提出します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>iii) 総合特区計画の記載項目と総合特区計画の同意条件（総合特別区域基本方針第五 5① ii）及び iii))</p> <p>総合特区利補を活用するためには、地域協議会での協議を踏まえ、総合特区計画に次の項目について記載が必要となります。</p> <p>ア) ～ウ) (略)</p> <p>エ) 該当事業種別（対象事業項目）</p> <p>ウ) の記載内容を踏まえ、規則第 3 条又は第 6 条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の<u>上</u>記載してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) ～ ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類（規則第 25 条又は第 41 条）</p> <p>指定申請書の記載事項については、別添 1 を参照してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>③ 事業者推薦の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>事業者は、指定金融機関の指定がなされた後、総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書（以下「推薦申請書」という。）を作成のうえ、指定金融機関を経由して「事業者推薦申請チェックリスト」とともに内閣府へ提出します。</p> <p>(以下略)</p>

新	旧
<p>ii) 推薦申請書の審査</p> <p>推薦申請書については、推薦申請後における内閣府による審査を円滑なものにするため、集中受付期間中にご提出いただいた推薦申請書の記載内容を固める作業（以下「下審査」という。）を行い、下審査が完了した場合のみ本審査を行います。推薦申請書の記載事項については、<u>本手引きの別添2</u>を参照の<u>うえ</u>、項目の記載漏れがないようにしてください。</p> <p>なお、推薦申請又はその下審査の完了をもって当該推薦申請書に記載の融資予定額に見合う利子補給が確保されたわけではありませんのでご注意ください。<u>今後の予算措置の状況等</u>によっては、<u>利子補給そのもの</u>を受けられない場合があります。</p> <p>iii) 手続書類（要綱第4条及び第5条）</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書（以下「確認書」という。）（要綱別紙3）</p> <p>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、<u>あらかじめ登録したメールアドレスから内閣府へ送信</u>してください。</p> <p>また、正式文書提出時には、メール本文に正式文書であることを明記してください。</p> <p>※ 注意点は次のとおりです。</p> <p>イ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書</p> <p>確認書の記載様式については、要綱別紙3となります。確認書には、認定総合特別区域計画に合致した事業であることを証する書類として、<u>推薦申請書の写し</u>を添付してください。</p>	<p>ii) 推薦申請書の審査</p> <p>推薦申請書については、推薦申請後における内閣府による審査を円滑なものにするため、集中受付期間中にご提出いただいた推薦申請書の記載内容を固める作業（以下「下審査」という。）を行い、下審査が完了した場合のみ本審査を行います。推薦申請書の記載事項については、別添2を参照の<u>上</u>、項目の記載漏れがないようにしてください。</p> <p>なお、推薦申請又はその下審査をもって当該推薦申請書に記載の融資予定額に見合う利子補給が確保されたわけではありませんのでご注意ください。<u>その年の予算状況や当該推薦申請書の記載内容</u>によっては、<u>希望どおりの条件</u>で利子補給を受けられない場合があります。</p> <p>iii) 手続書類（要綱第4条及び第5条）</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書（以下「確認書」という。）（要綱別紙3）</p> <p>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>また、正式文書提出時には、メール本文に正式文書であることを明記してください。</p> <p>※ 注意点は次のとおりです。</p> <p>イ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書</p> <p>確認書の記載様式については、要綱別紙3となります。確認書には、認定総合特別区域計画に合致した事業であることを証する書類として、<u>要綱別紙2の写し</u>を添付してください。</p>

新	旧
<p>iv) 留意事項 ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行(要綱第4条第2項)</p> <p>事業者は、指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。認定地方公共団体は、推薦申請書(写)の提出をうけ、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、確認書を発行してください。</p> <p>複数の地方公共団体が共同で認定を受けた総合特区計画に係る推薦申請書に添付する認定地方公共団体の確認書については、利子補給金の対象となる事業の実施場所や事業内容から、最も適切と判断される認定地方公共団体の確認書を添付してください。なお、判断に迷う場合には、内閣府にお問い合わせください。また、確認書を発行した認定地方公共団体は、他の当該認定地方公共団体と、確認書を発行した旨について情報共有するものとします。なお、確認書については、提出後、内閣府から認定地方公共団体に対して意思確認を行うとともに、内容について照会する場合がありますので、認定地方公共団体の担当部局名、担当者名及び連絡先を確認書に記載してください。</p> <p>ウ) 事業者推薦の審査 a)～c) (略) d) 国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度との併用はしないこと このほか、以下の点に留意してください。 ・土地購入費については、建物の建築や機械装置の導入と併せて行われる事業</p>	<p>iv) 留意事項 ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行(要綱第4条第2項)</p> <p>事業者は、指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。認定地方公共団体は、推薦申請書(写)の提出をうけ、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、確認書を発行してください。</p> <p>複数の地方公共団体が共同で認定を受けた総合特区計画に係る推薦申請書に添付する認定地方公共団体の確認書については、利子補給金の対象となる事業の実施場所や事業内容から、最も適切と判断される認定地方公共団体の確認書を添付してください。なお、判断に迷う場合には、内閣府にお問い合わせください。また、確認書を発行した認定地方公共団体は、他の当該認定地方公共団体と、確認書を発行した旨について情報共有するものとします。なお、確認書については、提出後、内閣府から認定地方公共団体に対して意思確認を行うとともに、内容について照会する場合がありますので、認定地方公共団体の担当部局名、担当者名および連絡先を確認書に記載するか、指定金融機関経由で内閣府にご連絡ください。</p> <p>ウ) 事業者推薦の審査 a)～c) (略) d) 国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度との併用はしないこと このほか、以下の点に留意してください。 ・土地購入費については、建物の建築や機械装置の導入と併せて行われる事業</p>

新	旧
<p>に限り利子補給対象となります。また、例えば、事業所兼自宅の自宅部分、対象事業項目に該当する商品と非該当の商品の両方を生産する工場の非該当商品部分に係る費用などは、利子補給対象外となります。</p> <p>・融資形態について、例えば、プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、SPCへの融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社への融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資なども、なるべく幅広く利子補給対象となるよう運用します。この場合、利子補給対象となるかの確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</p> <p>なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が5年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を5年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。<u>つなぎ融資を実行する場合は必ず実行予定日を記載してください。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) 事業者推薦の手続の処理期間 (要綱第5条第4項)</p> <p>処理期間は、下審査の完了した推薦申請書を内閣府に提出してから金融機関に対し推薦通知書を通知するまで、概ね20日を目安としてください。</p> <p>カ) ~ク) (略)</p> <p>ヴ) 割当額の調整等</p> <p>内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額(以下「割当額」という。)を融資実行予定月の2~4か月前に暫定的に算定し、指定金融機関(協調融資案件の場合は幹事行あて)に通知します。また、融</p>	<p>に限り利子補給対象となります。また、例えば、事業所兼自宅の自宅部分、対象事業項目に該当する商品と非該当の商品の両方を生産する工場の非該当商品部分に係る費用などは、利子補給対象外となります。</p> <p>・融資形態について、例えば、プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、SPCへの融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社への融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資なども、なるべく幅広く利子補給対象となるよう運用します。この場合、利子補給対象となるかの確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</p> <p>なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が5年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を5年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。</p> <p>(以下略)</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) 事業者推薦の手続の処理期間 (要綱第5条第4項)</p> <p>処理期間として<u>は</u>、下審査の完了した推薦申請書を内閣府に提出してから金融機関に対し推薦通知書を通知するまでは、概ね20日を目安としてください。</p> <p>カ) ~ク) (略)</p> <p>ヴ) 割当額の調整等</p> <p>内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額(以下「割当額」という。)を融資実行予定月の2~4か月前に暫定的に算定し、指定金融機関(協調融資案件の場合は幹事行あて)に通知します。また、融</p>

新	旧
<p>資実行予定月の前月上旬に、確定した割当額を通知します。</p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご留意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。割当額に合わせて変更する場合には、変更後の融資額をもとに再度割当額の調整を行い、改めて割当額を通知することになります。</p> <p><u>推薦申請書に記載の時期に融資が行われない場合には、割当額の算定に影響しますので、融資時期や融資額に変更の可能性がある場合は必ず事前にご連絡ください。</u></p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い 総合特区計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者については、融資予定額に 0.8 を乗じた額を割当額の計算に用います（百万円未満の端数切捨て）。</p> <p>ウ) (略)</p> <p>エ) 業績不調な事業者から申請があった場合の取扱い 内閣府と指定金融機関が協議の<u>うえ</u>、事業者が利子補給の活用により、指定金融機関への返済可能性が向上し、事業を実施することが可能となる案件について、募集額を上回る申込みがあった場合は優先的に融資額を割当いたします。 <u>この取扱いが見込まれる事業者からの申請については、早期にご連絡ください。</u></p>	<p>資実行予定月の前月上旬に、確定した割当額を通知します。</p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご留意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。割当額に合わせて変更する場合には、変更後の融資額をもとに再度割当額の調整を行い、改めて割当額を通知することになります。</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い 総合特区計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に 0.8 を乗じた額を割当額の計算に用います（百万円未満の端数切捨て）。</p> <p>ウ) (略)</p> <p>エ) 業績不調な事業者から申請があった場合の取扱い 内閣府と指定金融機関が協議の<u>上</u>、事業者が利子補給の活用により、指定金融機関への返済可能性が向上し、事業を実施することが可能となる案件について、募集額を上回る申込みがあった場合は優先的に融資額を割当ていたします。</p>

新	旧
<p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>指定金融機関は、推薦通知書の受領後、推薦事業者に対し、融資契約を締結のうえ貸付けを実行してください。なお、指定金融機関は、総合特区利補に係る手続にかかわらず、審査を行った<u>うえで</u>貸付けを実行してください。貸付け後5日以内に、指定金融機関は総合特区支援利子補給契約申込書（要綱別紙5。以下「申込書」という。）を必要な書類を添えて、内閣府に提出してください。提出された申込書を内閣府で審査し適正と認められると、内閣府が総合特区支援利子補給契約書（要綱別紙6-1。以下「利子補給契約」という。）を作成し、指定金融機関との間で利子補給契約を締結<u>します</u>。</p> <p>※ 電子契約書の作成を希望する場合、契約書式は、電子調達システム（政府電子調達（以下「G E P S」という。））上で作成する電子契約書の書式になります。</p> <p>ii) 手続書類（要綱第6条及び第7条）</p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) ～オ) (略)</p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書（計算表はExcel形式）を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※ 注意点は次のとおりです。</p> <p>ア) 総合特区支援利子補給契約申込書（要綱別紙5）</p> <p>申込書の記載事項については、<u>本手引き</u>の別添3を参照してください。</p> <p>ウ) ～エ) (略)</p> <p>オ) 計算表などその他内閣総理大臣が必要と認める書類</p> <p>計算表は、所定の様式に必要な事項を記載して提出してください。計算表の記載方法は、<u>本手引き</u>の別添4を参照してください。申込書の記載事項のうち、</p>	<p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>指定金融機関は、推薦通知書の受領後、推薦事業者に対し、融資契約を締結のうえ貸付けを実行してください。なお、指定金融機関は、総合特区利補に係る手続にかかわらず、審査を行った<u>上</u>で貸付けを実行してください。貸付け後5日以内に、指定金融機関は総合特区支援利子補給契約申込書（以下「申込書」という。）を必要な書類を添えて、内閣府に提出してください。提出された申込書を内閣府で審査し適正と認められると、内閣府が総合特区支援利子補給契約書（要綱別紙6-1。以下「利子補給契約」という。）を作成し、指定金融機関との間で利子補給契約を締結<u>いたします</u>。</p> <p>※ 電子契約書の作成を希望する場合、契約書式は、電子調達システム（政府電子調達（以下「G E P S」という。））上で作成する電子契約書の書式になります。</p> <p>ii) 手続書類（要綱第6条及び第7条）</p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) ～オ) (略)</p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書（計算表はExcel形式）を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※ 注意点は次のとおりです。</p> <p>ア) 総合特区支援利子補給契約申込書（要綱別紙5）</p> <p>申込書の記載事項については、別添3を参照してください。</p> <p>ウ) ～エ) (略)</p> <p>オ) 計算表などその他内閣総理大臣が必要と認める書類</p> <p>計算表は、所定の様式に必要な事項を記載して提出してください。計算表の記載方法は、別添4を参照してください。申込書の記載事項のうち、単位期</p>

新	旧
<p>ち、単位期間ごとの利子補給金の額の記載は特に重要です。利子補給金の額の計算については、下記iii)の留意事項を併せてご確認ください。 (以下略)</p> <p>iii) 留意事項 ア) (略)</p> <p>イ) 内閣府への事前確認(要綱第6条第2項)</p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後5日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後5日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなります。</p> <p>貸付けの内容が概ね決まった段階で、事前に内閣府に計算表の案及び償還年次表を送付していただきますと、内容の確認をいたしますので、手続きを円滑に進めることが可能です。事前確認に要する期間としては、通常の融資で10日間程度、シンジケートローン等の場合は1か月程度を見てください。シンジケートローンやストラクチャードファイナンスなど単一の証書貸付ではない融資契約の場合、又はSPCである事業者への貸付けなどの場合、申込書の記載方法や添付書類について、事前に内閣府へ相談してください。事前確認にあたっては、融資契約の内容を確認できる資料として提出予定の④iiに示す書類の提出をお願いします。</p> <p>ウ) ~キ) (略)</p> <p>⑤ 利子補給金支給申請の手続 i) 手続の概要</p> <p>指定金融機関は、利子補給契約締結後、単位期間の末尾を基準日として、支給申請期限までに、年2回の利子補給金支給申請を行う必要があります。指定金融</p>	<p>間ごとの利子補給金の額の記載は特に重要です。利子補給金の額の計算については、下記iii)の留意事項を併せてご確認ください。 (以下略)</p> <p>iii) 留意事項 ア) (略)</p> <p>イ) 内閣府への事前確認(要綱第6条第2項)</p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後5日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後5日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなります。</p> <p>貸付けの内容が概ね決まった段階で、事前に内閣府に計算表の案及び償還年次表を送付していただきますと、内容の確認をいたしますので、手続きを円滑に進めることが可能です。事前確認に要する期間としては、通常の融資で10日間程度、シンジケートローン等の場合は1か月程度を見てください。シンジケートローンやストラクチャードファイナンスなど単一の証書貸付ではない融資契約の場合、<u>または</u>SPCである事業者への貸付けなどの場合、申込書の記載方法や添付書類について、事前に内閣府へ相談してください。事前確認にあたっては、融資契約の内容を確認できる資料として提出予定の④iiに示す書類の提出をお願いします。</p> <p>ウ) ~キ) (略)</p> <p>⑤ 利子補給金支給申請の手続 i) 手続の概要</p> <p>指定金融機関は、利子補給契約締結後、単位期間の末尾を基準日として、支給申請期限までに、年2回の利子補給金支給申請を行う必要があります。指定金融</p>



新	旧
<p>機関は、必要な書類を添えて利子補給金支給申請書を内閣府に提出します。内閣府による審査後、利子補給金を支給することを決定した旨の総合特区支援利子補給金支給決定通知書（<u>要綱別紙 7</u>。以下「支給決定通知書」という。）が指定金融機関に通知されます。その後、内閣府から指定金融機関に対し支給日に利子補給金が支給されます。</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④の iii) のウ) の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>（以下略）</p> <p>ii) 手続書類(規則第 24 条又は第 40 条、要綱第 8 条～第 10 条) ア) ～オ) (略)</p> <p>カ) その他内閣総理大臣が必要と認める書類</p> <p>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF 形式の文書（計算表は Excel 形式）を可能な限り ZIP ファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。なお、ウ) について、利子補給契約の変更が必要となる貸付契約等の変更の際は、（支給申請時ではなく）その都度内閣府への報告が必要なことに留意してください。</p> <p>（以下略）</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. その他必要な手続等 (略)</p>	<p>機関は、必要な書類を添えて利子補給金支給申請書を内閣府に提出します。内閣府による審査後、利子補給金を支給することを決定した旨の総合特区支援利子補給金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）が指定金融機関に通知されます。その後、内閣府から指定金融機関に対し支給日に利子補給金が支給されます。</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④の iii) のウ) の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>（以下略）</p> <p>ii) 手続書類(規則第 24 条又は第 40 条、要綱第 8 条～第 10 条) ア) ～オ) (略)</p> <p>カ) その他内閣総理大臣が必要と認める書類</p> <p>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF 形式の文書（計算表は Excel 形式）を可能な限り ZIP ファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。<u>紙で提出する場合には、A 4 版両面印刷とし、ステープラーで綴じずに、ウ) からカ) の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。</u>なお、ウ) について、利子補給契約の変更が必要となる貸付契約等の変更の際は、（支給申請時ではなく）その都度内閣府への報告が必要なことに留意してください。</p> <p>（以下略）</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. その他必要な手続等 (略)</p>

新	旧
<p>① 変更等の報告</p> <p>i) 報告事項（要綱第 15 条）</p> <p>指定金融機関は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。指定金融機関は、<u>事実関係を確認したうえで</u>、速やかに報告を行うことが求められます。</p> <p>ア)～イ) (略)</p> <p>ウ) 指定金融機関が申請した「指定金融機関の指定申請書」の内容に変更が生じた場合</p> <p>ア) は、報告すべき事項及び報告すべき時期の判断は、指定金融機関が行うこととなります。その際、指定金融機関は、推薦事業者が実施している事業が引き続き総合特区計画の推進に資する事業であるか、さらに、今後の利子補給金の受給額に影響を与えることになるかについて、少なくとも検討のうえ、報告すべきか判断することが求められます。なお、各種検討したうえでも判断に迷う場合、内閣府にお問い合わせください（問い合わせの際は、まずは検討した内容を説明いただくこととなります）。具体的には、事業環境の変化をうけ事業内容を一部変更したことにより、総合特区計画の推進に資する事業に該当しない状況となる場合や、推薦申請書の事業期間、事業費や融資時期・<u>融資額等</u>が変更となる場合などを想定しています。</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 報告後の処理（要綱第 15 条及び第 17 条）</p> <p>内閣総理大臣は、i) 報告事項のうち、ア) 又はイ) の報告内容を踏まえ、利</p>	<p>① 変更等の報告</p> <p>i) 報告事項（要綱第 15 条）</p> <p>指定金融機関は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。指定金融機関は、<u>事実関係を確認した上で</u>、速やかに報告を行うことが求められます。</p> <p>ア)～イ) (略)</p> <p>ウ) 指定金融機関が申請した「指定金融機関の指定申請書」の内容に変更が生じた場合</p> <p>ア) は、報告すべき事項及び報告すべき時期の判断は、指定金融機関が行うこととなります。その際、指定金融機関は、推薦事業者が実施している事業が引き続き総合特区計画の推進に資する事業であるか、さらに、今後の利子補給金の受給額に影響を与えることになるかについて、少なくとも検討のうえ、報告すべきか判断することが求められます。なお、各種検討したうえでも判断に迷う場合、内閣府にお問い合わせください（問い合わせの際は、まずは検討した内容を説明いただくこととなります）。具体的に、事業環境の変化をうけ事業内容を一部変更したことにより、総合特区計画の推進に資する事業に該当しない状況となる場合や、推薦申請書の事業期間、事業費や融資時期等が変更となる場合などを想定しています。</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 報告後の処理（要綱第 17 条）</p> <p>内閣総理大臣は、i) 報告事項のうち、ア) 又はイ) の報告内容を踏まえ、利</p>

新	旧
<p>子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。その結果、支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日より利子補給金の<u>支給</u>を停止し、同日付で利子補給契約を解除することとなります。その際、指定金融機関に対し書面で通知するとともに、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納を求める場合があります。</p> <p>内閣総理大臣は、指定金融機関から報告を受けた後、報告内容を認定地方公共団体に通知します。また、内閣総理大臣は、指定金融機関に対して報告内容について確認を求めることができることとなっています。その際、合理的な理由により、報告内容の記載変更が必要となった場合には、指定金融機関に対し改めて報告書の提出を求めることがあります（利子補給金の支給を停止する場合を除く）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 事業完了報告</p> <p>i) 報告事項（要綱第 18 条）</p> <p>指定金融機関は、推薦事業者が実施する事業が完了した場合、遅滞なく（事業完了後 3 ヶ月以内を目安にしてください。事業完了とは、推薦通知書に記載されている事業（工事）が完了した場合を示します。）内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。その際、<u>事業が適切に実施されたことが分かる資料として、①完了後の写真、②事業費の内容が確認できる書類（固定資産台帳等や領収書（写し）等）</u>を添付してください。</p> <p>なお、報告内容を確認後、必要に応じて、追加で報告を求める場合があります。</p> <p>ii) 報告様式及び留意事項（要綱第 18 条）</p> <p>報告様式は、要綱別紙 12 となります。その他特記事項欄は、事業完了時</p>	<p>子補給金の支給を継続することが適当であるか判断します。その結果、支給を停止することが適当と判断した場合、報告を受領した日より利子補給金を停止し、同日付で利子補給契約を解除することとなります。その際、指定金融機関に対し書面で通知するとともに、利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部の返納を求める場合があります。</p> <p>内閣総理大臣は、指定金融機関から報告を受けた後、報告内容を認定地方公共団体に通知致します。また、内閣総理大臣は、指定金融機関に対して報告内容について確認を求めることができることとなっています。その際、合理的な理由により、報告内容の記載変更が必要となった場合には、指定金融機関に対し改めて報告書の提出を求めることがあります（利子補給金の支給を停止する場合を除く）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 事業完了報告</p> <p>i) 報告事項（要綱第 18 条）</p> <p>指定金融機関は、推薦事業者が実施する事業が完了した場合、遅滞なく（事業完了後 3 ヶ月以内を目安にしてください。事業完了とは、推薦通知書に記載されている事業（工事）が完了した場合を示します。）内閣総理大臣に対し報告を行う必要があります。その際、<u>現況写真や固定資産台帳等、事業が適切に実施されたことが分かる資料</u>を添付してください。</p> <p>なお、報告内容を確認後、必要に応じて、追加で報告を求める場合があります。</p> <p>ii) 報告様式及び留意事項（要綱第 18 条）</p> <p>報告様式は、要綱別紙 12 となります。その他特記事項欄は、事業完了時</p>

新	旧
<p>における雇用創出効果（規則第6条第4号の事業は雇用創出効果があることが必須）及びその他目標の達成状況を記載してください。また、当初の計画から変更となった項目が生じた場合、変更理由を記載してください。なお、<u>既に事業変更等の報告がなされている項目については、変更理由の記載の必要はありません。</u></p> <p>iii) (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>における雇用創出効果（規則第6条第4号の事業は雇用創出効果があることが必須）及びその他目標の達成状況を記載してください。また、当初の計画から変更となった項目が生じた場合、変更理由を記載してください。なお、<u>①の事業変更等の報告がなされている項目については、変更理由の記載の必要はありません。</u></p> <p>iii) (略)</p> <p>④ (略)</p>